

ワークフェアとアクティベーション

高田一夫 一橋大学名誉教授

一 はじめに

ワークフェアやアクティベーションというのは、一九八〇年代以降の就労支援政策に付けられた呼び名である。積極的労働市場政策とも言う。第二次大戦後に発展した雇用政策は、失業保険で生活をささえながら、職業紹介と職業訓練によって労働市場への復帰を促進するという構造であった。現在では、このうち失業保険およびその他の失業に関する給付の面を消極的労働政策と言い、職業紹介や訓練、さらに雇用を作り出す（直接的雇用創出）政策を積極的労働市場政策と呼んでいる。

積極的労働市場政策の始まりは第二次大戦の混乱から完全に立ち直った一九六〇年代であった。これは好景気のもとでもなお残る失業を職業訓練と職業紹介によって解消しようとするものであった。一部には政府が雇用を直接に提供する雇用創出政策も見られた。

しかし、状況は七〇年代の石油ショックによつて一変する。欧米諸国は低成長経済に移行し、失業が増えた。日本はこの時期、中成長へと経済成長が減速はしたもの、なお順調に成長を続けたため、貿易摩擦を引き起こして批判された。失業は増えたとはいえ、現在から振り返ればまだ余裕のあつた時代であった。

他方、失業が急増した欧州各国は積極的に労働政策を行い、職業紹介や訓練、さらに雇用を作り出す（直接的雇用創出）政策を積極的労働市場政策と呼んでいる。

一方、失業が急増した日本では、若年者の失業者が来たのである。若者の雇用を改善するため、中高年の労働供給を抑制する必要があったのである。これは消極的労働市場政策が主体であつた。

具体的な対策は主として、労働時間短縮と引退促進という二つの政策を通じて行なわれた。引退促進や労働時間短縮をはかることにより、労働供給を抑えて若年者に仕事を回そうとしたのである。フランスとドイツ、それによりわけオランダは労働時間の短縮を推進した。オランダは一九八〇年代にパートタイムのフルタイムとの均等待遇を実施しつつ、パートタイムの増加を許容して雇用量を拡大させ、失業率を改善した。当時オランダは女性の就業が少なく、労働組合も女性の職場確保のためにパートタイム労働を容認したのである。オランダの経済成長率は持ち直し、失業率は大きく低下した。これが「オランダの奇跡」である。しかし、ドイツ・フランスでは労働時間短縮にもかかわらず、若年失業問題は大きくなは改善されなかつた。労働時間短縮により、人数ベースで見た雇用量が増えることを期待したのである。ところが成長率は低迷し、新規雇用があまり増えなかつたため、時短による雇用量増加は実現しなかつた。

第二の対策があつた引退促進政策はいくつかのパターンに分かれた。ひとつは老齢年金の支給開始年齢を弾力化し、早期（六五歳以前）に年金を支給して退職させるもの（ドイツ、フランスなど）、ふたつは障害年金を弾力化して高齢失業者に適用するものである。これは失業を一種の障害（社会的障害）とみなして障害年金を付与するもので、オランダ、スウェーデンなどで実施された。第三は、新たな年金制度を創設して引退を促進するものである。スウェーデンの部分年金がその例で、パートタイムに移行

すると少額の年金が稼得収入と併給できるものである。しかし、これも若者の失業を期待したほどは減らせなかつた。

三 女性の労働市場進出

以上がワーケフエアやアクティベーションと呼ばれる積極的労働力政策の登場（歴史的に見れば再登場）の背景である。先進国経済の低成長への移行にともなつて失業が増えたことがその背景にあるのは確かである。しかし、それだけではない。実はここには女性の労働市場進出というもうひとつの要素が関係している。

女性の労働率が上昇してきているのは多くの国に共通している。たとえばフランスでは一九六〇年代から現在まで、三〇～四〇歳代のいわゆる子育て世代の労働率が四〇%程度から八〇%を超える水準にまで上昇している。その後経済は低成長に移行して雇用の伸びは鈍くなつたのに対しても、女性の労働率は二倍以上に上昇したのだから、労働力過剰気味になるのは無理のないことである。もちろん女性は非正規雇用が多いわけだが、労働率が上がればすべての雇用をフルタイムにすることは無理である。もちろん非正規労働が女性に偏っていることはジエンダー・バイアスの影響である。とはいっても男女の労働率がほぼ等しくなるような欧米の状況では、短時間労働者をなくすことは实际上無理である。フランスの場合は二〇歳代後半か

ら五〇歳代前半までの年齢層において、労働力の男女差は約一〇%程度に過ぎない。

日本の失業率が比較的低いのも、その理由のひとつは女性の労働率が低いことにあるだろ

う。日本はフランスに較べて女性の労働率は約一〇%程度低いのである。また、日本の高齢者がたいへん多く働いているのも同じ理由だと言えよう。欧米の高齢者はあまり働いていない、というか働き口がないのである。逆に言えば日本の中高齢者には仕事があるのだ。日本の高齢者はいくらか就業意欲が高いと言つても、就業機会がなければ働きようがないのだから。

誤解されると困るが、私は何も失業の解消のために、女性が家庭に帰るべきだなどと言つては、失業をなくすことはできない、完全雇用是不可能になつたと考えるのである。だから積極的労働市場政策が求められるのであり、それとともに現金給付も強化すべきだと考へてゐる。

そのためには税金も上げざるをえない。再分配を強化して完全雇用が不可能な時代に対処するしか方法はない、と思う。

それはしかし、費用が嵩むとかネガティブな面だけではない。これは実は人類の遠大な理想を現実化する第一歩だと考へてゐる。それは働くための早期引退制度がその例である〔OECD, 2001b〕。雇用を増やすのではなく、失業の影響を緩和するだけの政策である。石油ショック後のヨーロッパ諸国の対応は主として、どちらであつたことはすでに述べた。

二〇世紀半ばに確立した労働市場政策は失業保険、職業紹介、職業訓練を三本柱としていた

ワーケフエアとアクティベーションの話に戻りたい。

四 積極的労働市場政策

さて以上のとおり、先進国の中成長と高失業率の持続が積極的労働市場政策の求められた背景である。ここでもう一度積極的労働市場政策をきちんと説明しておこう。積極的労働市場政策（Active Labor Market Policy）とは、OECDの定義によれば、「この政策の対象者が賃金を伴う仕事に就職できるか、あるいは就職しない場合でも収入を得る能力を高められるように意図されたすべての社会支出（ただし教育を除く）」をいう。具体的には、公共職業紹介、職業訓練、教育から仕事への移行期にある若者のための政策、およびその他の失業者の就業を促進するための政策、そして障害者向けの政策などである」〔OECD, 2001a〕。

これに対して消極的労働市場政策（Passive Labor Market Policy）あるいは所得保障政策が対比される。失業給付や労働市場の調整のための早期引退制度がその例である〔OECD, 2001b〕。雇用を増やすのではなく、失業の影響を緩和するだけの政策である。石油ショック後を緩和するだけの政策である。石油ショック後

から、積極的労働力政策は決して新しいものではない。冒頭にも述べたが、この他に政府による直接的な雇用創出が行なわれることがあった。日本で戦後行なわれていた失業対策事業は、この直接的雇用創出であった。しかし、これも高度成長期にはあまり行なわれなくなつて職業訓練が、積極的労働市場政策として唯一のものであつた。これに対して、近年のヨーロッパでの積極的労働市場政策では、直接的雇用創出も少なからず見受けられる。さらに職業紹介についてもきめ細かなカウンセリングやコーチングが行なわれており、職業訓練もメニューが多彩になり、実務経験を積ませる実践的なものまで拡大している。このようなプログラムの拡大深化をどのように捉えるか、ここが積極的労働市場政策を理解する鍵になると思う。

あらかじめ結論を先取りして言えども、積極的労働市場政策は成熟した資本主義が低成長に陥るなかで、雇用を拡大しようとする政策である。したがつて成果は限定的にならざるをえない。低成長による総需要の停滞、それにもかかわらず女性の労働市場への進出による労働供給過剰という状況のもとで、積極的労働市場政策が期待どおり機能するわけがない。しかし、若者を中心とした失業増は政治的に見過ごせない社会問題である。雇用を増やすために訓練政策が拡大されたが、労働需要が伸びない状況では、あるいは伸びたとしても低賃金職務に限られる状況では限界がある。ではどうしたらよいのか。

五 ワークフェアの登場

ワークフェアやアクティベーションという言葉は必ずしも厳密な定義をもつて使われているとは言えない。曖昧さをもつた概念である。そこで、本稿ではワークフェアを、自己責任・自助努力を強調する立場から、福祉政策において就労を重視する政策を指すものと定義する。要するに福祉政策は惰民を作り出す、だから就労を強制してその欠陥を除去すべきだという政策である。だとすると福祉給付は停止し、代わりに就労義務を課すことになる。

しかし、実際には生活保護受給者に対して職業訓練を受けさせたり、職業訓練を受けることが現金給付の条件だつたりという制度であり、想像されるほどの強制性はない。アメリカのワーケフエアの代表例とされるTANF（貧困家庭一時扶助）は実施後、適用者が減るなどワークフェアが成功したとされるが、他の制度へ移動した可能性も考えられ、数字をそのまま受け取ることはできないと言われる。また、支給を打ち切られた者も様々な関連制度があつてTANFから離れても給付がゼロになるわけではない（藤原千紗・江沢あや（二〇〇七年））。要するに、ワークフェアと言つても理念と現実はかなり相違があつて、理念ほどに冷酷な制度は存在しないと言えそうだ。

また、ワークフェアを探る代表的な例とされ

るアメリカやイギリスは稼得能力のある低所得者対策を、従来の生活保護から給付付き税額控除（そのなかでも勤労税額控除と言われるタイプ）に切り替えている。これはいわゆる負の所得であり、生活保護のようなミーンズ・テストはない。その意味では低所得者政策が持つては福祉予算を削減する効果を期待されて登場したが、低成長経済のなかで効果を上げることは現実には難しいと考えざるをえない。また、その内容も喧伝されるほどには過激ではない。とはいえたが、ワークフェアに対する批判も多い。その批判の要点は失業者に自己決定権が十分には認められない、という点にある。具体的な事例を次に掲げよう。

六 ワークフェアへの批判

ここではイギリスの就労支援プログラムを例にとり、ワークフェア批判がどのような内容のものかを明らかにしたい。イギリスのワークフェアは、サッチャーポリシー末期によく「リストアート」という「ワークフェア」プログラムが開始され、九六年には失業者に無期限に給付する求職者手当制度（Jobseekers' Allowance）が導入された。これにより従来からの失業保険給付と、稼働能力のある人を対象とする資産調査の付いた失業扶助とをひとつの法律（一九九五

年求職者給付法 Jobseekers Act 1995) で管理されることになった〔宮本(1990四年)三二一～三三頁〕。これはドイツのハルツ第IV法と同じ方式である。これが、福祉のニューディールとよばれる改革であった。

この体制のもと、職業紹介システムも変わった。失業者は求職者協定 (jobseeker's agreement) を、ジョブセンター・プラスという公共職業紹介機関と締結し、職業訓練や求職活動を義務づけられた。職が見つからないか、見つかっても収入が少ない場合は現金給付が支給される。また、この現金給付は公的年金が支給されるまで、期間無制限に給付される（この給付は後に、前述した負の所得税である「給付付き税額控除」に替わっていく）。

この現金給付にはミーンズ・テストが課せられるが、持ちはテスの対象外でそのまま居住できる（居住していない住宅はテスの対象となる）。これもほぼハルツIVと等しい。資産は家族（同居人を含む）の資産も合算して一万六〇〇〇ポンド以下でなければならない。これは日本の生活保護の認定基準からみれば、かなり緩い。日本では貯蓄は持てないからである。このイギリスの体制は、ワーケフエアよりも次に述べるアクティベーションにかなり近い。なぜなら、職業訓練や求職活動は強制されるが、仕事が見つからなければ無期限に現金給付が受けられるからだ。もちろん訓練の内容や紹介される仕事の内容によつては自分の必ずしも希望

しない仕事をしなければならない場合がある。それはある程度懲罰的で、ムチと言えなくはない。またこの制度では、紹介された職を自発的にあるいは不正行為を行なつたために失つた場合、紹介された職に就職しない場合、もしくは

就職の機会をきちんと利用しない場合には、現金給付が最長二六週間、停止されることがある。これは懲罰である。しかし、仕事をしている人であつても必ずしもすべての人が満足して仕事をしているとは言えない。それを考えれば、失業の多い時代に仕事選びでの妥協はやむをえないとも言える。したがつて、あまりキツくない

ワークフェアである。前述の福祉のニューディールでは、一九九七年から一八〇二四歳の若年失業者に対し、四カ月間、個人アドバイザーが付いて就職活動のコーチングをするプログラムをはじめていた。現在これは「ワーク・プログラム」という名前で行なわれている。これは寄り添い的な福祉プログラム（つまりアクトイベーション的）だが、内容によつてはムチにもなりうる。

人権意識の強い現代であつてみれば、これは、問題を引き起こしかねないプログラムだった。実際イギリスでは二〇一二年一月にケイト・ライリーという二四歳の大卒女性が「ワーク・プログラム」の研修に関して政府を相手取つて訴訟を起こし、最高裁で勝訴した。その経緯は、次のようにあった。

失業中の彼女は自分で見つけた、あるミュー

ジアムでの研修に参加していた。彼女によればミュージアムは自分のしたい仕事であつたし、ミユージアム側も彼女の仕事ぶりを評価してい

たという。ところが、ジョブセンター・プラス（職業紹介機関）は、彼女に対しワーク・プログラムの無給研修として、スーパーマーケットで商品の陳列を行なうように指示した。彼女は販売の仕事はすでに経験があつたので気が乗らなかつた。しかし、ジョブセンターは拒否す

るなら週五三ボンドの求職者手当が減額または支給停止になるかもしれない、と説明した。そこで彼女はその仕事に就いた。二週間行なつた

が、それで自分のキャリアが開けたとは思えない。しかも無給で仕事したことは彼女には受け入れがたかつた。雇用情勢の厳しいなか、自分は仕事を選り好みしているわけではない。スーパーの仕事でも有給なら喜んで就いた。週五三ボンドの求職者給付で暮らしていくのがなく、有給の仕事ならどんな仕事でも構わないといふ彼女は言う（実際彼女はその後、モリソンというスーパーに就職した）。そして、無給の仕事を命じられたことに對して彼女は政府を訴えた。

これに對して最高裁は、研修制度（正確にいと「業種別労働アカデミー制度 sector-based work academy scheme」と「コムニティ行動プログラム community action programme」）の実施要綱がきちんと定めてなかつたことを問題とし、無給の仕事を与えたこと、および求職者給付を減額すると言つたことは不公正であるとし

た。しかし、同時に裁判所は（被告側が対抗訴訟で主張したような）本制度が奴隸労働を強いてくるとか、人権侵害であるとは認定せず、制度そのものは合法であるとした〔The Guardian, Sunday 15 January 2012; The Guardian, Wednesday 30 October 2013; BBC News, 30 October 2013〕。

いの問題には確かに別の側面もある。企業による人件費の節約のために研修制度が悪用されている、ということがある。正社員をリストラする一方で、ワーク・プログラムによる研修生を導入する企業がある。研修生がコストのかからない労働力として利用される〔Red Pepper, November 2011〕。これはフランスの若者の研修制度でも問題になつたし、日本でも外国人研修生が安上がりの労働力として使われるという同様の問題を抱えている。フランスではいの批判に応えて、「未来の雇用 *emploi d'avenir*」という新たな研修制度を導入した。これは有給である。

いの問題は結局、失業者に十分な自己決定権が与えられないことが争点だつたと言えよう。研修の効果が本人に十分には納得できない状況のもとで、給付を削減されといふプレッシャーを与えられながら、しかも無給で働く。研修生にとっては意味のない強制労働を感じられた。これは自分の置かれた状況を制御する力を持てない状況である。自分の状況は自分で判断し決定したい。これが研修生の希望であった。これはフランスの一研修生だけの希望ではな

いよつた。ウルリッヒ・ベックはその著書『個人化する社会 *Individualization*』〔Beck & Beck-Gernsheim, 2002〕のなかで、現在ヨーロッパ中に見られる現象として、「自分自身の生活 *life of one's own*」が真剣に追求されてくると書いてある。この事件はまさに、自分自身の生活を否定された状況なのである。最高裁は人権問題ではないと判断したが、実際には人権問題だったのである。それは自己決定したいのにできなかったのである。それは自己決定したいのにできなかつたかもしだれなし。現代の人権意識あるいは自由の観念は、そこまで進んでいるのである。

保守派のテレグラフ紙は、この問題に関してニール・オブライエン氏の論説を掲げ、貢献原則の意義を強調してその弱体化を嘆いている。オブライエン氏はいへ述べ〔The Telegraph, Wednesday 11 March 2015〕。「[ワークフロー] は新しい考え方ではない。福祉国家の創始者たちは貢献原則のシステムを考えたのであり、給付を申請する者は提供される仕事ならなんでもする」とを期待していたのである。しかし、時間とともにいのシステムの原則「貢献原則——筆者注」は崩れ、依存の文化（*a culture of dependency*）が現れた。これを依存の文化と呼ぶのだが、フランスのように「連帯 *solidarité*」と称するのか、議論の余地があろう。とはいって、オブライエン氏はいの問題の解決法として「福祉制度の申請者ひとりひとりのことを、現在われわ

れが知つてゐるよりもずっととずっとと深く知ることだ」としている。これは、現代の社会規範や価値観が一世紀近く前の福祉国家の創設期とは変わってしまったのだ、ということを認識している言葉のようと思える。まさに一人ひとりの生活を尊重しなければならないのである。

七 アクティベーションへの移行

ワークフローと対比されるのは、アクティベーションである。OECDではしかし、アクティベーションと積極的労働市場政策とはほとんど同じ意味に用いている。「アクティベーション政策は、求職者を支援して職に就きやすくするための政策である。主たる内容は、就労勧告（work availability）および求職者と雇用促進機関との間で結ぶ双務的取り決め（mutual obligation requirements）の厳格化である。求職者は効率的な職業紹介を受け、現金給付を支給される一方で、積極的な求職活動を行い、自らの雇用可能性（employability）を高めるよう努力することを期待される」とOECDは説明している〔OECD, No date〕。つまりOECDの定義では、積極的労働市場政策の別の表現がアクティベーションなのだと理解できる。

しかし、これでは歴史的にアクティベーションが登場してきた意味が理解できない。クラーク森およびクレッグは以上のような定義を狭く絞った捉え方とし、これに対しても視野を広げた

捉え方として、「労働市場への参入を拡大する一方、これまで行われてきた引退促進政策（早期引退、障害年金、長期疾病給付）を縮小する政策」としてくる [Jochen Clasen and Daniel Clegg, 2006, pp. 327-9]。

つまり、ワーカーフェアは八〇年代から九〇年代初頭の欧米の経済停滞期における失業対策であり、アクティベーションは九〇年代後半からの景気回復期における、より積極的な政策だと見える。OECDは一九九四年に発表した「雇用研究 (Jobs Study)」で、現在の雇用問題は雇用規制や失業補償など雇用を維持したり、失業の影響を緩和しようとする政策でも、時短や引退促進などによるワーカーシェアリングでも解決できない、とした。そして対策として提案されたのは、パートタイムの増加、起業の促進、賃金・労働コストの弾力化（引き下げ）、解雇規制の緩和、積極的労働市場政策の推進、労働者の技能の向上、失業関連給付の改革（引き下げ）などであった [OECD, 1994, pp.1-4]。

それでは、アクティベーション政策はワーカーフェアとあまり違わないのだろうか。この二つの違いは単に登場時期が違うだけなのだろうか。右に見たOECDの理解は両者の連続面を強調したものだ。これもひとつの見解ではある。しかし、フランスやスウェーデン、デンマークの

政策は、イギリスやドイツの政策ほどは批判されていない。これは重要なポイントだと考える。つまり、ワーカーフェアを唱えるアメリカやイギリス、そしてドイツもそれに近いと言えるのだが、これらの諸国ではこの就労支援策がよく批判される。それはイギリスについて見たとおりである。ところが、フランスやスウェーデン、デンマークの政策はそうではない。

フランスでは「労働市場への参入 insertion」という言葉を用いているが、行なっているプログラムの内容はイギリスやドイツとさほど違わない。失業者に対してカウンセリングを行ない、職業訓練を実施し、その期間中、現金給付で生活を支える。開始時期もワーカーフェアの時期である。

ドイツのプログラムはフランスにならって導入したものであり、失業していれば現金給付がずっと続くなど、似た点が多い。現金給付はミーンズ・テストがゆるく、生活保護の欠点に配慮している。しかし、この制度の評判はドイツではそこぶる悪い。その理由はイギリスの例について述べたことと同じである。自己決定への配慮が少ないことである。

たとえば労働市場への復帰のために労働経験を積ませるというプログラムがある。趣旨はよいのだが、仕事の種類が限られており、かつ熟練度の低い仕事なので実際には労働市場への復帰にはあまり役立たない。イギリスの裁判のケースもそうであった。これに対してもフランスで

は様々な産業で実際の仕事に近いOJTが行われている。しかも導入的なものから本格的なOJTまで四種類のプログラムが用意されている。訓練ではあるが、失業保険が付いており、訓練期間が終わって仕事がない場合でも、雇用保険の給付が受けられる。つまり様々な選択ができる。訓練ではあるが、自己決定の余地がドイツよりも大きい。この差がイギリスやドイツの政策と較べて、フランス（やスウェーデン、デンマーク）の制度が批判されることの少ない理由であると思われる。つまり、ワーカーフェアとアクティベーションの違いは、社会的包摂の程度の差といふこともできる。よりきめ細かく包摂しようとするのがアクティベーションなのである。

九 アクティベーション政策の将来展望

以上、欧洲の失業者扶助政策を概観した。最後に、この制度がどのような展望を持つのかを論じて結論としたい。フランスではこの制度は三十年も続いている。そして、ドイツにも波及した。欧洲の二大国が失業者扶助を大規模に行なつているのをどう理解したらよいのか。この制度背景が完全雇用が不可能になつた労働市場であることは冒頭に述べた。雇用が順調であつたオランダやデンマークも、リーマン・ショック後は失業率が急上昇した。両国とも例外ではなかつたのである。

これに対しても「積極的非労働力政策」によつて非労働力化の政策を探るべからう。高齢者には年金があるので、非労働力化しやすいが、若年層には何もない。増大する若年失業を防ぐには給付付き税額控除なども利用して、再分配を強化しなければならない。また正規労働者にも、訓練休暇など仕事を離れる機会を提供するなど労働供給の圧力を緩和しなければならない。

この政策を実施すると余暇社会が進展する。若者は労働市場への参入が遅くなり、中年正規労働者は休暇が増え、高齢化によって余暇の多い高齢者が増加する。再分配によって所得の少ない人たちに追加収入が分配される。そ

れによつて消費が全体として増え、経済を刺激することができる。再分配の下支えにより、フリーター夫婦の子どもが大学に行ける社会を作ることがややく。もちろん教育は十分に行なつて技術を高め、生産性の高い経済を実現しなければならない。そのことがまた、余暇社会を促進するのである。

失業問題は低成長によつて起まるが、見方を変えれば失業者は余暇保持者なのである。マルクスは必然の社会から自由の王国へとこう道筋を提示した。彼はその具体的な実現方法を構想する」とはできなかつたが、昼間漁をして夜に哲学者になる目標を立てた。失業者の存在は、再分配を通してこの理想に接近できる道筋を暗示してはいながだらうか。

それはあまりに楽天的な、能天気な妄想だと言われるかもしだら。それは承知しておるが、われわれの社会がその条件を備えつゝあれば、もまた、事実なのである。可能ないしは現実化できるのである。

【参考文献】

- * BBC, 2013, Government fail to overturn Poundland work scheme ruling, BBC News, 30 October 2013 Last updated at 1921 (<http://www.bbc.com/news/uk-politics-24742499>,) 110 | 11月11日 | 写真
翻訳
- * Beck, Ulrich & Beck-Gernsheim, Elisabeth, 2002, *Individualization—Institutional individualism and its social and political consequences*, Sage.
- * Clasen, Jochen and Clegg, Daniel, 2006, Beyond activation: Reforming European unemployment protection systems in postindustrial labour markets, *European Societies*, 8(4)
- * The Guardian, 2012, Why the government was wrong to make me work in Poundland for free: Cait
- * Neil O'Brien, 2015, We don't really have 'workfare' in the UK. But perhaps we should, *The Telegraph*, Wednesday 11 March 2015 ([http://blogs.telegraph.co.uk/news/neilobrien1/10014098/we-should/](http://blogs.telegraph.co.uk/news/neilobrien1/10014098/we-dont-really-have-workfare-in-the-uk-but-perhaps-we-should/)) 110 | 11月11日 | 写真
翻訳
- * Reilly, *The Guardian*, Sunday 15 January 2012 17.47 GMT (<http://www.theguardian.com/commentisfree/2012/jan/15/unemployed-young-people-needed-jobs>) 110 | 11月11日 | 写真
翻訳
- * The Guardian, 2013, Poundland case: government defeated again over back-to-work schemes, *The Guardian*, Wednesday 30 October 2013 13.52 GMT. (<http://www.theguardian.com/business/2013/oct/30/poundland-case-government-defeated-work-schemes-duncan-smith>) 110 | 11月
11日 | 写真
翻訳
- * 藤原千紗・辻沢ゆき (1100-11年) 「トマトカツ社改革取組——トマトフードを支える仕組み」日本
社会学報「社会」季刊・社会保障研究 四巻四号。
翻訳
- * OECD, 1994, *Economic Outlook* 55, OECD.

- * OECD, 2001a, active labour market policy (programmes), Definitions of the Standardised categories and Sub-categories of Labour Market Programmes.(OECD.<http://stats.oecd.org/glossary/detail.asp?ID=28>) | | O | 田中正義訳
- * OECD, 2001b, passive or income maintenance programmes (labour market programmes), Definitions of the Standardised categories and Sub-categories of Labour Market Programmes, OECD. (<http://stats.oecd.org/glossary/detail.asp?ID=2020>) | | O | 田中正義訳
- * OECD, No date, Active labour market policies and activation strategies.(<http://www.oecd.org/employment/emp/activelabourmarketpoliciesandactivationstrategies.htm>) | | O | 田中正義訳
- * Red Pepper, 2011, All work and no pay - the rise of welfare Anne-Marie O'Reilly and Warren Clark report on plans to extend 'welfare-to-work', Red Pepper, November 2011(<http://www.redpepper.org.uk/all-work-and-no-pay/>) | | O | 田中正義訳

(たかだ たかや)

おおだねむきひこ
社会や組織や仕事で
今どきのなにがるのドコモハ。

フローティング、格差、成果主義、
ワーキングカット…
「働き方改革」を一線に
解説する本。

おおだねむきひこ

**Work Rule
15歳のワーカルール**

道幸哲也 / 著

放送大学教授、北海道大学名誉教授
日本ワーカルール検定協会代表理事

定価 1,300円(税別)
A5判/140ページ
ISBN 978-4-8451-1021-6

〒112-0015 東京都文京区自白台2-14-13
Tel: 03-3943-9911 Fax: 03-3943-8396

旬報社

<http://www.junposha.com>

45

労働法律旬報

一橋大学フェアレイバー研究教育センター 連載⑦